4　金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用金庫電子決済等取扱業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5　銀行法第五十二条の六十の十九第二項に規定する内閣府令で定める書類は、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面とする。

（公告の方法）

第百六十九条の二十八　銀行法第五十二条の六十の二十三第三項の規定による公告は、官報によるものとする。

［条を加える。］

（会員名簿の縦覧）

第百六十九条の二十九　認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会は、その会員名簿を当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（顧客の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第百六十九条の三十　銀行法第五十二条の六十の三十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第八十五条の三第一項の登録を受けないで信用金庫電子決済等取扱業を行つている者を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う信用金庫電子決済等取扱業務に関する情報

二　法第八十五条の三第二項各号に掲げる行為を行う前に、委託信用金庫との間で、法第八十五条の三の三に規定する契約を締結せずに信用金庫電子決済等取扱業を行つている信用金庫電子決済等取扱業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　その他顧客の利益を保護するために認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会が必要と認める情報

［条を加える。］

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会への情報提供）

第百六十九条の三十一　銀行法第五十二条の六十の三十五に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法の解釈に関する情報

二　法に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査の結果及びその内容に関する情報

三　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する情報

四　信用金庫電子決済等取扱業者の業務又は信用金庫電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の内容及び処理内容に関する情報

五　信用金庫電子決済等取扱業者の業務及び信用金庫電子決済等取扱業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六　その他認定業務を適正に行うために金融庁長官が必要と認める情報

［条を加える。］

（廃止の届出等）

第百六十九条の三十二　銀行法第五十二条の六十の三十六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一　商号

二　登録年月日及び登録番号

三　届出事由

四　銀行法第五十二条の六十の三十六第一項各号のいずれかに該当することとなつた年月日

［条を加える。］